

令和7年度

「いじめ防止基本方針」



長浜市立浅井小学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものという。

いじめ防止対策推進法 第2条より

2 いじめの防止について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題の克服、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

このため、全ての児童を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めていく。

そのために学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されないこと」の理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育てていく。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める。

また、児童の自発的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての児童にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進する。

3 いじめの早期発見と対応について

学校は、日頃から児童生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな変化やサインを察知し、いじめの疑いを持って、速やかに適切な関わりを持ち、いじめを隠そうとすることなく、ことの軽重を問わず積極的に認知する。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細やかに把握するように努める。さらに、児童が安心して相談できるよう、教職員は児童との信頼関係を築くことが大切である。そのために、校長・教頭・教務主任・人権教育主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーターからなるいじめ対策委員会を整備し、相談体制を機能させる。また、定期的なアンケートや教育相談（先生と児童の個別面談）を行い、集約と共有化によりいじめの早期発見に努める。

児童の様子に変化が見られたり、いじめが確認されたりした場合、「いじめ対策委員会」により、情報収集と事実確認を綿密に行い、対応を協議し指導を行い早期解決をはかる。

4 地域・家庭・関係機関との連携について

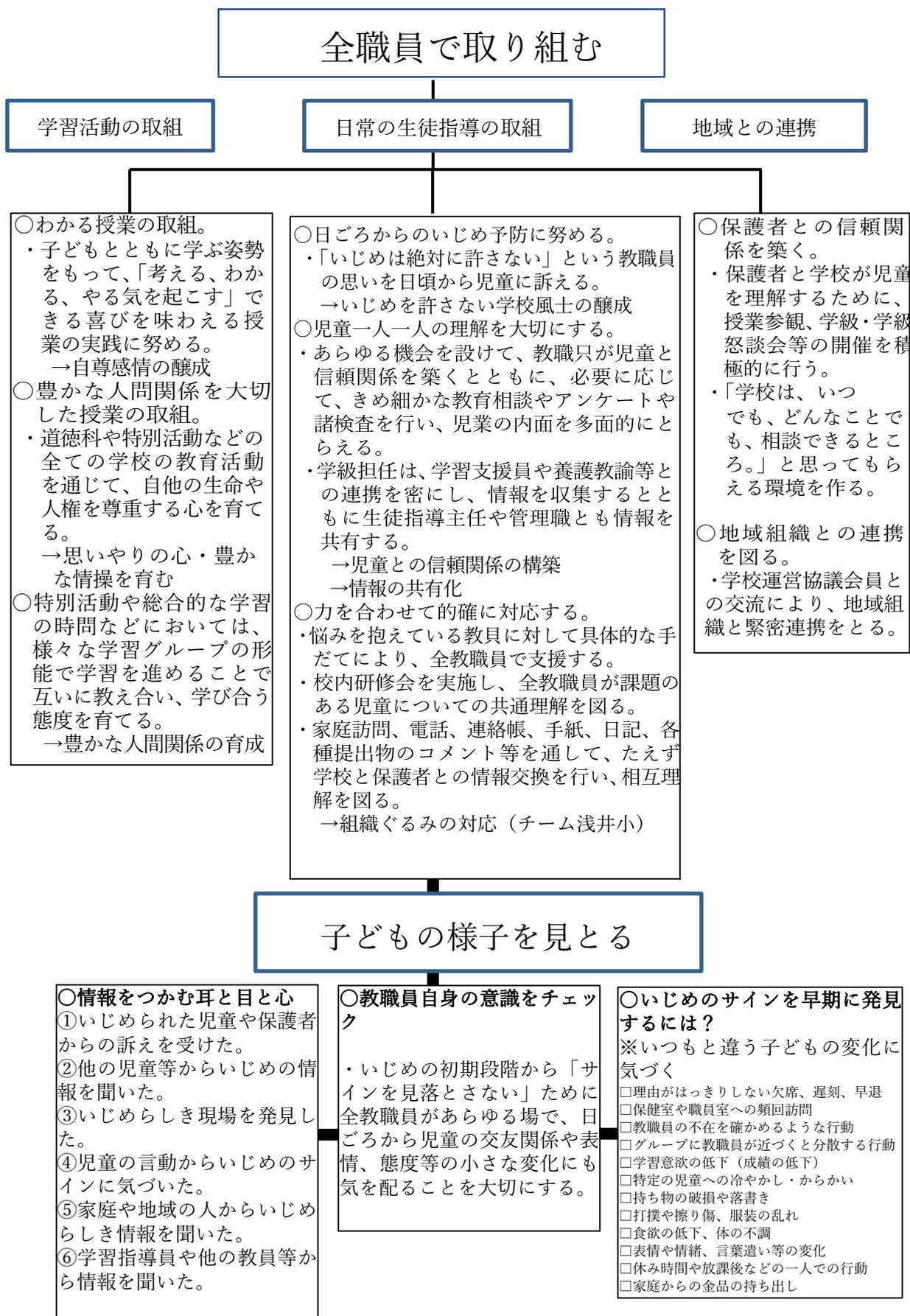
児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめを認知した段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、緊急に対処する必要がある。いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関係する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて関係機関（警察署、家庭児童相談所・子ども家庭相談センター・スクールカウンセラー等）とも連携し、適切な支援に努める。

また、家庭との連携を密にし、学校の取組について伝え、家庭や友だち関係の情報を収集し指導に活かす。また、学校内だけでなく、市教育委員会（教育指導課・教育センター・青少年センター）への連絡・相談を行い、事案に応じて対応を協議する。

保護者アンケートやPTA・職員研修会の実施、スクールボランティアや学校運営協議会との定期的な懇談で、いじめの問題を話題とする機会を設け、地域ぐるみで子どもを守り育てるという共通理解を深め、情報共有体制を構築する。

5 行動計画

いじめストップ・アクションプラン



6 いじめ防止年間指導計画

	行事等	教職員の活動	児童の活動・指導の内容	諸機関との連携	
一 学 期	4 月	始業式 入学式	いじめ対策委員会	学級人権宣言作成	家庭訪問 子どもを語る会
	5 月	たてわり活動 スタート	子どもを語る会 人権・生徒指導部会	児童集会 いじめアンケート	学校運営協議会 民生児童委員と の懇談会
	6 月	修学旅行 プール開き	人権・生徒指導部会	・教育相談週間 (おしゃべりタイム)	
	7 月	終業式			期末懇談会(個別)
二 学 期	8 月		職員研修		PTA 愛校活動
	9 月	始業式 各学年校外 学習 やまのこ学習	人権・生徒指導部会	・学習参観(道徳科公開授業) ・教育相談	
	10 月	運動会 各学年校外 学習	人権・生徒指導部会	・教育相談(おしゃべりタイ ム) ・学校評価	子どもを語る会 PTA 教育講演会 保護者アンケート
	11 月	学習発表会 マラソン大会	いじめ対策委員会 職員研修		
	12 月	人権週間 終業式	人権・生徒指導部会	・人権集会「ふわふわ言 葉・カシッキーの取組」	期末懇談会(個別)
三 学 期	1 月	始業式	人権・生徒指導部会	・いじめアンケート	
	2 月	入学説明会	いじめ対策委員会 子どもを語る会	・児童集会 ・6年生を送る週間	PTA インターネット研修 会
	3 月	卒業式 修了式	人権・生徒指導部会	・6年生を送る週間	保幼小連絡会 小中連絡会

7 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を長浜市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 長浜市教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
 - ウ) 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

<長浜市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断>

◎学校を調査主体とした場合

長浜市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ◇ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◇ 「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも考慮する。

● 調査組織で、事実関係を明確にするために調査を実施

- ◇ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ◇ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ◇ これまでに学校で先行している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ◇ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告を実施)。
- ◇ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を忘るようなことがないようにする。
- ◇ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を長浜市教育委員会に報告

- ◇ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

◎長浜市教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

8 重大事態への対処

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

○市教育委員会と協議の上、当該重大事案に係る調査を行うため、速やかに、対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
また、教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応にあたる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 「いじめ防止等の対策のための組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」

○いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。
「いじめ対策委員会」は「人権・生徒指導部会」を兼ねる。

< 構成員 > 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、人権教育主任、
教育相談主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

< 開 催 > 学期に 1 回を定例会とし、それ以外は人権・生徒指導部会
として開催する。

< 内 容 > ①いじめの早期発見に関すること（アンケート、教育相談等）
②いじめ防止に関すること
③いじめ事案に対する対応に関すること
④いじめの問題に関する児童の理解を深めること。